

令和6年度熱海市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託仕様書

第1条 業務目的

令和3年6月に国が示した「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と、2050年脱炭素社会の実現のため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取り組みが、地方自治体の役割として求められている。本市においても、令和4年9月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年脱炭素社会への姿勢を示し、令和4年12月に策定した環境基本計画（地球温暖化対策実行計画を含む）において、2030年度46%削減（2013年度比）と、2050年カーボンニュートラルを目標として掲げた。

本業務は、2030年度までに実施可能性のある本市の事業メニューを地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を基に検討するとともに、その事業による二酸化炭素削減効果を算定、再生可能エネルギーの導入目標等を示し、より具体的な「地域脱炭素ロードマップ」の策定を目的とする。

熱海市は、「環境と観光」をまちづくりの一環として長年推進しており、本公募では、2030年度の熱海市の絵姿として、地域の特性を生かした脱炭素社会の姿を「観光と環境の世界のモデル都市・熱海」になることを目指している。プロポーザルでは、そのためにどのような取り組みが熱海市では実現可能か、具体的に提案していただきたい。

第2条 履行期間

契約締結日から令和7年1月15日までとする。

第3条 業務内容

1. 基礎調査

「熱海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」策定後の、本市の温室効果ガス排出量に関する現状を把握するとともに、再生可能エネルギーについて、資料調査による本地域の地域特性（土地利用や法規制等の制約要件、固定買取制度FITの経年変化、再エネ関連補助金の支給傾向、再生可能エネルギー導入ポテンシャル等）を整理する。

なお、地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルについては、環境省の再エネ情報提供システム（REPOS）や、自治体再エネ情報カルテ等のツールを活用し、再エネ種別の導入ポテンシャルマップを作成する。

また、市の地形、気象などの自然的条件や、人口・世帯、企業規模、産業、生活、文化、ごみ問題、観光客・別荘等所有者による影響などの社会的条件を現地調査等により研究を進め、過去の二酸化炭素排出量の傾向や他自治体との比較等を踏まえ、市の課題を整理する。

2. 脱炭素事業検討及び提案・二酸化炭素削減効果の算定

「熱海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の2030年度までの削減見込量のうち、国の地球温暖化対策計画及び静岡県地球温暖化対策実行計画の施策等による削減見込量を明記し、除いた上で、本市が実施できる可能性のある事業メニューの検討及び提案により、本市独自の取組みによる二酸化炭素削減効果を算定する。

留意点

- ・ 温室効果ガス排出量削減目標は、2030年度46%以上を基本とする。
- ・ 熱海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の考え方を基本に、可能な限り最新データを活用すること。
- ・ 熱海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を実現するための基本的な取組みを検討し、示すこと。
- ・ 二酸化炭素排出量や削減量の算出根拠については、発注者が施策の実施後に数値化できるよう、内容を分かりやすく示すこと。

【参考（例）】 想定される施策

事業メニューの検討及び提案例としては、以下が想定される。

- ・ 観光に関するもの
- ・ 廃棄物削減
- ・ 再生可能エネルギー導入
- ・ クリーンエネルギー自動車の導入
- ・ 高効率な省エネルギー機器の普及
- ・ ブルーカーボン
- ・ 森林吸収
- ・ 電力契約の見直し
- ・ 脱炭素事業推進体制の構築

3. 脱炭素ロードマップの策定

策定にあたり下記事項との整合性をもたせること。

- ・ 熱海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定後の社会情勢の変化を踏まえた二酸化炭素削減量
- ・ 国・静岡県の方向性やゼロカーボンシティ宣言後の社会状況の変化を踏まえた環境に関する課題
- ・ 市・市民・別荘所有者・事業者・観光客等が取り組むゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な行動
- ・ 国・地方脱炭素実現会議における「地域脱炭素ロードマップ」の考え方
- ・ 第4次静岡県環境基本計画及び第4次静岡県地球温暖化対策実行計画等の最新の動向
- ・ 国庫補助事業「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事

業)」の「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援（第1号事業の1）」に関する交付規定

- ・本市の実態や地域特性を十分に考慮して策定すること。

上記を踏まえ、本市の既存施策に関する情報整理及び庁内施策に関する調査を実施し、脱炭素に向けた主な取組みを検討する。

また、1及び2で得られた結果を基に、少なくとも2030年度における脱炭素のシナリオ、地球温暖化対策（温暖化対策の取組み、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通、森林吸収、ブルーカーボン、循環型社会）、削減見込量の設定、目標の目安（産業部門、家庭部門、業務その他部門、運輸部門、廃棄物処理部門、再生可能エネルギー）を市・市民・別荘所有者・事業者・観光客等の取り組みごとに具体的に示した「脱炭素ロードマップ」及び脱炭素に向けた取組みを効果的に周知するための概要版の原稿を作成する。

4. ロードマップ及び概要版の製本

ロードマップ及び概要版を製本する。イラストや図等を使用し、脱炭素ロードマップ等の考え方を取り入れ、幅広い世代の市民や関係団体・事業所に向けて理解しやすい内容とすること。

ロードマップは70部、概要版は100部を印刷し、本市があらかじめ指定した日に納品すること。

ロードマップ A4版 50ページ程度

紙質 表紙 A3 片面 アートポスト 160 kg

本文 A4 両面 上質紙 70 kg

印刷面・色数 表紙：片面（4色カラー）、本文両面（4色カラー）、無線綴じ
概要版 A4版 4ページ程度

紙質 コート紙 90 kg

印刷面（4色カラー）、本文両面（4色カラー）、無線綴じ

5. 会議等の運営支援

会議における施策の内容に関する報告や質疑対応、庁内事業実施所管との調整、専門機関や企業へのヒアリング等について発注者の運営を支援すること。

- ・熱海市環境審議会

1、2及び3の内容について、熱海市環境審議会の審議事項として提議するための会議資料及び事前に専門の有識者との協議に用いる資料として、実行計画たたき台と根拠や考え方を併せてまとめること。また、会議及び事前説明（協議）に出席し、発注者が行う事務局運営の補佐を行うこと。

会議の終了後、一週間以内に議事録を作成し発注者に提出すること。

3回開催予定（事前協議あり）

- ・庁内の業務担当所管との協議

専門的な説明が必要な場合等には説明用資料をまとめ協議に同席し、発注者と共

に内容の説明を行うこと。

6回を予定

- ・企業及び専門機関等へのヒアリング

企業や専門機関と連携した取組みの検討や、専門的な視点からの意見を必要とする場合には、目的に合った企業等を手配し、ヒアリングの場を設けること。また、実施するヒアリングに同席し、内容の説明や意見の集約を行うこと。

3回を予定

6. 打ち合わせ協議

業務期間中に、打ち合わせ協議を4回以上実施し、議事要旨を提出する。

7. 報告書作成

上記業務内容の結果をとりまとめ、委託業務報告書を作成する。

第4条 成果品

・報告書（脱炭素ロードマップを含む）	1部
・上記データを保存した電子媒体	1部
・脱炭素ロードマップ（印刷用データ）を保存した電子媒体	1部
・脱炭素ロードマップ（冊子）	70部
・概要版（冊子）	100部

第5条 実施体制

1. 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料・消耗品等を契約金額の範囲内で調達すること。
2. 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。
3. 受託者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後、速やかに業務内容や工程、体制を示した実施計画書を提出するものとする。
4. 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければならない。
5. 受託者は、委託業務終了後、本仕様書に定める成果品及び完了報告書を速やかに委託者へ提出しなければならない。
6. 受託者は本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいたロードマップを作成し、本市と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
7. この仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義を生じたものについては、発注者と協議の上、決定する。